

講座室・視聴覚ホールの利用基準について

緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県の実施方針(令和2年5月15日)を基本に、当館の施設の形状や、換気環境等から利用にあたっての当面の基準を設定する。

1 利用人数()は定員)

(1) 講座室

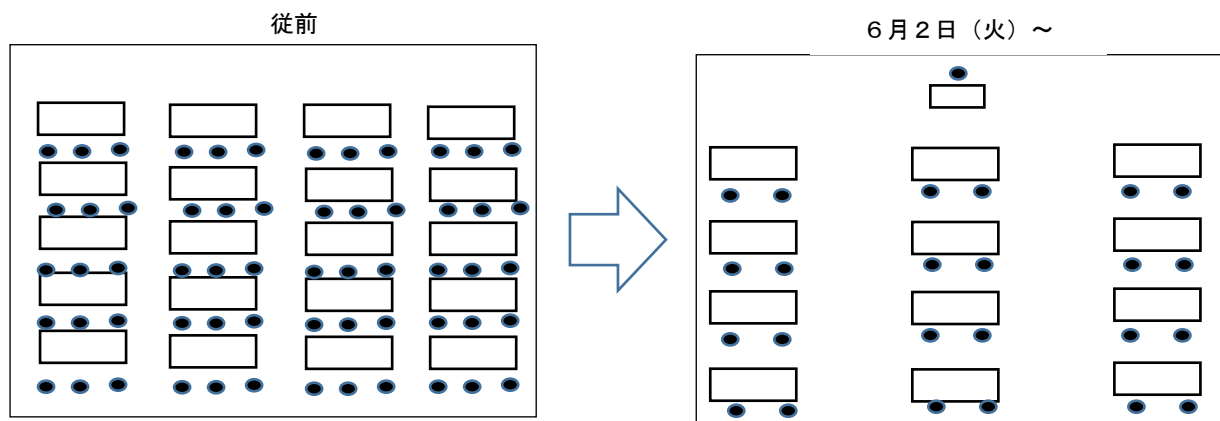
第1～4講座室 (60名)⇒25名

第1・2講座室連続利用(120名) ⇒50名

(人数の考え方)

人と人の距離(前後左右)を確保するため、机の数を20台から12台に減らし机同士の距離を確保する。机1台につきイスは間隔を開け2脚までにする。

<12台×2脚+1脚(講師) = 25脚>



(2) 視聴覚ホール (200名)⇒40名 ※レイアウトは別紙のとおり

(人数の考え方)

窓がない空間であり、かつ、座席が据付け型で座席前後のスペースが狭いため、座席の列は1列おき、横は2つおきの利用とする。

2 利用にあたっての条件及びの留意点

- ・ 排煙装置、窓、入口ドアを開ける。閉めて利用する場合は、こまめな換気を行う。
- ・ 歌唱等の利用は原則としてご遠慮いただく。
- ・ 対面式の会議・打ち合わせの場合は、机の配置は十分に距離をとる。
- ・ 手指の消毒、マスクの着用を徹底する。

3 イベント前後や休憩時間の交流の注意

受付時の立ち位置、講座等の開始前や休憩時の打合わせ・立ち話等の際も人と人の距離を保つ。

4 参加者名簿の作成

イベントの主催者等は、参加者名簿を作成し連絡先等を把握する。名簿の提出は求めないが、関係者の感染が判明した場合に、保健所等の指示に従い、情報提供いただくことがある。

5 講座室・視聴覚ホールの利用時間

以下の3コマ貸出し時間の内、夜間のコマは職員不在で緊急事態の対応が取れないため当面、利用不可とする。

(午前) 午前9時30分～午前12時

(午後) 午後1時～午後4時30分

(夜間) 午後5時30分～午後9時まで

6 利用日

6月2日(火)から